

一 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第一条の三 法第十条第六項第十三号の主務省令で定めるもの（以下「金融等デリバティブ取引」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p> <p>2（略）</p> <p>（組合又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十条 法第十一条の二第三項（法第十一条の十七第七項（法第十一条の十九第二項において準用する場合を含む。）、令第一条の六第三項並びに第三十二条第三項、第三十四条第八項、第三十八条第五項及び第五十八条第七項において準用する場合を含む。次項にお</p>	<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第一条の三 法第十条第六項第十三号の主務省令で定めるもの（以下「金融等デリバティブ取引」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p> <p>2（略）</p> <p>（組合又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十条 法第十一条の二第三項（法第十一条の十七第七項（法第十一条の十九第二項において準用する場合を含む。）、令第一条の六第三項並びに第三十二条第三項、第三十四条第七項、第三十八条第五項及び第五十八条第七項において準用する場合を含む。次項にお</p>

て同じ。)の規定により、組合又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、農業協同組合連合会の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である証券専門会社(法第十一条の十八第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。)が業務として有する議決権(法第十一条の二第二項前段に規定する議決権をいう。第二十三条及び第五十五条第三項第一号口を除き、以下同じ。)及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有  
限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は保有する議決権(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を保有することとなった日から十年を超えて当該議決権を保有する場合を除く。)とする。

2 (略)

(金銭債権等と貯金等との誤認防止)

第十二条 組合は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、事業の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

て同じ。)の規定により、組合又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、農業協同組合連合会の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である証券専門会社(法第十一条の十八第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。)が業務として有する議決権(法第十一条の二第二項前段に規定する議決権をいう。第二十三条及び第五十五条第三項第一号口を除き、以下同じ。)及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有  
限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は保有する議決権(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を保有することとなった日から十年を超えて当該議決権を保有する場合を除く。)とする。

2 (略)

(金銭債権等と貯金等との誤認防止)

第十二条 組合は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、事業の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、貯金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（法第十条第十項第二号に掲げる短期商工債券、同項第三号に掲げる短期債券又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。）  
同法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第一条第五号に規定する証券又は証書を除く。）

三・四（略）

2} 4（略）

（法第十一条の三第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第十七条 法第十一条の三第一項本文に規定する組合の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額（第二十条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一〜五（略）

六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額  
イ・ロ（略）

八 証券金融会社（証券取引法第三十二項に規定する証券金融会社をいう。）に対して担保を徴求して行う有価証券の貸付額のうち当該担保の額

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（法第十条第十項第二号に掲げる短期商工債券、同項第三号に掲げる短期債券又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。）  
同法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第一条第五号に規定する証券又は証書を除く。）

三・四（略）

2} 4（略）

（法第十一条の三第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第十七条 法第十一条の三第一項本文に規定する組合の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額（第二十条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一〜五（略）

六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額  
イ・ロ（略）

八 証券金融会社（証券取引法第二十五項に規定する証券金融会社をいう。）に対して担保を徴求して行う有価証券の貸付額のうち当該担保の額

七 (略)

2・3 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第三十四条 (略)

2 法第十一条の十八第一項第二号の二に規定する主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 累積投資契約(証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。)の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 次条第四項各号に掲げる業務

3 法第十一条の十八第一項第四号の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第一条第三十六項に規定する証券取引所をいう。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

4 6 (略)

7 法第十一条の十八第一項第五号の主務省令で定めるものは、次に

七 (略)

2・3 (略)

(証券専門会社の業務等)

第三十四条 (略)

2 法第十一条の十八第一項第四号の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第一条第三十四項に規定する証券取引所をいう。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

3 5 (略)

6 法第十一条の十八第一項第五号の主務省令で定めるものは、次に

掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が次条第三項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農業協同組合連合会又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社又は証券仲介専門会社（法第十一条の第十八第一項二号の二に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第三項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十一条の第十八第一項第一号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二（略）

三 法第十一条の第十八第二項第二号八に規定する当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第二項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第三項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの

8| 法第十一条の第二第三項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。

（専ら証券業に付随し、又は関連する業務等）

掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が次条第三項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農業協同組合連合会又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第三項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十一条の第十八第一項第一号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二（略）

三 法第十一条の第十八第二項第二号八に規定する当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち次条第二項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第三項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの

7| 法第十一条の第二第三項の規定は、第三項及び第四項に規定する議決権について準用する。

（専ら証券業に付随し、又は関連する業務等）

第三十五条 (略)

2 法第十一条の第十八第二項第二号八の主務省令で定めるものは、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権（法第十一条の第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五十を超える議決権を有する持株会社とする。

3 (略)

4 法第十一条の第十八第二項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一 一十二 (略)

十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ (略)

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第十二項第一号に掲げる

短期社債を除く。）を取得すること。

ハ (略)

十四 二十八 (略)

(新たな事業分野を開拓する会社)

第四十四条 第三十四条第三項から第五項までの規定は、法第十一条の十九第三項の主務省令で定める会社について準用する。

第三十五条 (略)

2 法第十一条の第十八第二項第二号八の主務省令で定めるものは、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社が、その総株主等の議決権（法第十一条の第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五十を超える議決権を有する持株会社とする。

3 (略)

4 法第十一条の第十八第二項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一 一十二 (略)

十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ (略)

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第十項第一号に掲げる短

期社債を除く。）を取得すること。

ハ (略)

十四 二十八 (略)

(新たな事業分野を開拓する会社)

第四十四条 第三十四条第二項から第四項までの規定は、法第十一条の十九第三項の主務省令で定める会社について準用する。

改正案	現行
<p>（組合若しくは連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 法第十一条の六第三項（法第十七条の三第七項（法第八十七条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第九条第三項並びに第二十七条第十項（第三十七条において準用する場合を含む。））、第三十二条第四項、第三十五条第三項及び第五十一条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。</p> <p>（の規定により、組合若しくは連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十条の六第二項前段（法第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。））に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第二十一条並びに第四十八条第三項第一号口を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（組合若しくは連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 法第十一条の六第三項（法第十七条の三第七項（法第八十七条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第九条第三項並びに第二十七条第九項（第三十七条において準用する場合を含む。））、第三十二条第四項、第三十五条第三項及び第五十一条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。</p> <p>（の規定により、組合若しくは連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十条の六第二項前段（法第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。））に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第二十一条並びに第四十八条第三項第一号口を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p>

(貯金者等に対する情報の提供)

第八条 組合又は連合会は、法第十一条の七第一項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により貯金者等(法第十一条の七第一項に規定する貯金者等をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一(四) (略)

五 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二十一条第十一項に規定する金融先物取引等と貯金等との組合わせによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

六 (略)

2} 6 (略)

(法第十一条の八第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十五条 法第十一条の八第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の八第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用

(貯金者等に対する情報の提供)

第八条 組合又は連合会は、法第十一条の七第一項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により貯金者等(法第十一条の七第一項に規定する貯金者等をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一(四) (略)

五 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二十一条第九項に規定する金融先物取引等と貯金等との組合わせによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

六 (略)

2} 6 (略)

(法第十一条の八第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十五条 法第十一条の八第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の八第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用

の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～五 (略)

六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

八 証券金融会社(証券取引法第二十一条第三十二項に規定する証券金融会社をいう。)に対して担保を徴求して行う有価証券の貸付額のうち当該担保の額

七 (略)

2・3 (略)

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 法第十七条の二第一項第一号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。 )及び法第八十七条の三第二項第三号(法第百条第一項において準用する場合を含む。 )の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(連合会にあっては、組合のために行う場合を含む。 )。

一～二十二 (略)

二十三 自らを子会社とする組合又は連合会若しくはその子会社である法第八十七条の三第一項第一号(法第百条第一項において準用する場合を含む。 次条第七項第一号において同じ。 )に規定する銀行(以下この号において「組合等」という。 )が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する

の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～五 (略)

六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

八 証券金融会社(証券取引法第二十一条第二十五項に規定する証券金融会社をいう。 )に対して担保を徴求して行う有価証券の貸付額のうち当該担保の額

七 (略)

2・3 (略)

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 法第十七条の二第一項第一号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。 )及び法第八十七条の三第二項第三号(法第百条第一項において準用する場合を含む。 )の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(連合会にあっては、組合のために行う場合を含む。 )。

一～二十二 (略)

二十三 自らを子会社とする組合又は連合会若しくはその子会社である法第八十七条の三第一項第一号(法第百条第一項において準用する場合を含む。 次条第六項第一号において同じ。 )に規定する銀行(以下この号において「組合等」という。 )が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する

必要がある場合又は金融機関若しくは法第八十七条第一項第三号及び第四号並びに第九十七条第一項第一号及び第二号に規定する事業以外の事業を行う連合会が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該組合等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該組合等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となっている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

二十四・二十五（略）

2・3（略）

（連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等）

第二十七条（略）

2| 法第八十七条の三第一項第二号の二の主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 前条第三項各号に掲げる業務

必要がある場合又は金融機関若しくは法第八十七条第一項第三号及び第四号並びに第九十七条第一項第一号及び第二号に規定する事業以外の事業を行う連合会が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該組合等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該組合等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となっている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

二十四・二十五（略）

2・3（略）

（連合会の子会社となる証券専門会社の業務等）

第二十七条（略）

（新設）

3) 法第八十七条の三第一項第四号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二十条第十六項に規定する証券取引所をいう。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 五 (略)

4) 6) (略)

7) 法第八十七条の三第一項第五号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社(法第八十七条の三第一項第五号に規定する持株会社をいう。以下この項及び第九項において同じ。)とする。ただし、当該持株会社が前条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として連合会又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社又は証券仲介専門会社(法第八十七条の三第一項第二号の二(法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第三項各号に掲げる業務を営むもの(子会社として法第八十七条の三第一項第一号

2) 法第八十七条の三第一項第四号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二十条第十四項に規定する証券取引所をいう。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 五 (略)

3) 5) (略)

6) 法第八十七条の三第一項第五号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社(法第八十七条の三第一項第五号に規定する持株会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。)とする。ただし、当該持株会社が前条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として連合会又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第三項各号に掲げる業務を営むもの(子会社として法第八十七条の三第一項第一号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この項において同じ。)

に規定する会社を有しない場合に限る。以下この項において同じ。

二 (略)

三 法第八十七条の三第二項第二号八(法第百条第一項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)に規定する当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第三項各号に掲げる業務を営むもの

8| (略)

9| 法第八十七条の三第二項第二号八の主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権(法第十一条の六第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する持株会社とする。

10| 法第十一条の六第三項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。

(特定子会社による議決権の取得又は保有を基準議決権数に含めないこととする会社)

第三十七条 第二十七條第三項から第五項まで及び第十項の規定は、法第八十七条の四第三項(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める会社について準用する。

二 (略)

三 法第八十七条の三第二項第二号八(法第百条第一項において準用する場合を含む。第八項において同じ。)に規定する当該連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第三項各号に掲げる業務を営むもの

7| (略)

8| 法第八十七条の三第二項第二号八の主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社が、その総株主等の議決権(法第十一条の六第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する持株会社とする。

9| 法第十一条の六第三項の規定は、第三項及び第四項に規定する議決権について準用する。

(特定子会社による議決権の取得又は保有を基準議決権数に含めないこととする会社)

第三十七条 第二十七條第二項から第四項まで及び第九項の規定は、法第八十七条の四第三項(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める会社について準用する。

[

三 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

改正案	現行
<p>（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第六条 法第二十四条第四項（法第七十三条第八項、農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第五条第三項並びに第三十八条第八項、第四十二条第五項、第四十六条第三項及び第五十四条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第三項前段に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第三十二条並びに第五十条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（付随業務）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一～七（略）</p>	<p>（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第六条 法第二十四条第四項（法第七十三条第八項、農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第五条第三項並びに第三十八条第七項、第四十二条第五項、第四十六条第三項及び第五十四条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第三項前段に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第三十二条並びに第五十条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（付随業務）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一～七（略）</p>

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二十一条第十一項に規定する金融先物取引等（第二十一条第一項及び第二十五条の二において「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。第二十五条の二において「オプション取引」という。）

4  
（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第二十一条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 （略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ～ハ （略）

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二十一条第九項に規定する金融先物取引等（第二十一条第一項及び第二十五条の二において「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。第二十五条の二において「オプション取引」という。）

4  
（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第二十一条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 （略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ～ハ （略）

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第十八項から第二十項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証

価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。）

六（略）

2 } 6（略）

（特定取引勘定）

第二十五条の二（略）

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売買（国債等（法第五十四条第四項第四号に規定する「国債等」をいう。以下この条において同じ。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債、同号二に掲げる短

券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。）

六（略）

2 } 6（略）

（特定取引勘定）

第二十五条の二（略）

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売買（国債等（法第五十四条第四項第四号に規定する「国債等」をいう。以下この条において同じ。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債、同号二に掲げる短

期社債及び同号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに証券取引法第二十四条項に規定する有価証券先渡取引（以下この号において「有価証券先渡取引」という。）に限る。）、同条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券店頭デリバティブ取引」という。）（有価証券先渡取引を除く。）、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引（第十五号において「有価証券指数等先物取引」という。）、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（第十五号において「有価証券オプション取引」という。）及び同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引（第十五号において「外国証券先物取引」という。）（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二了十六（略）

3・4（略）

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融

期社債及び同号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに同条第二十一項に規定する有価証券先渡取引（以下この号において「有価証券先渡取引」という。）に限る。）、同条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券店頭デリバティブ取引」という。）（有価証券先渡取引を除く。）、証券取引法第十八項に規定する有価証券指数等先物取引（第十五号において「有価証券指数等先物取引」という。）、同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（第十五号において「有価証券オプション取引」という。）及び同条第二十項に規定する外国市場証券先物取引（第十五号において「外国証券先物取引」という。）（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二了十六（略）

3・4（略）

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融

先物取引所若しくは同条第十一項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二丁四（略）

（証券専門会社等の業務等）

第三十八条（略）

2| 法第七十二条第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 次条第四項各号に掲げる業務

3| 法第七十二条第一項第六号及び第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二十条第十六項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。

先物取引所若しくは同条第九項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二丁四（略）

（証券専門会社の業務等）

第三十八条（略）  
（新設）

2| 法第七十二条第一項第六号及び第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二十条第十四項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。

一（五）（略）

41 61（略）

71 法第七十二条第一項第七号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が次条第三項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農林中央金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社（法第七十二条第一項第二号の二に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）又は証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第三項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として法第七十二条第一項第一号及び第三号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この項において同じ。）

二（略）

三 法第七十二条第二項第二号八に規定する農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第二項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第三項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの

81 法第二十四条第四項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決

一（五）（略）

31 51（略）

61 法第七十二条第一項第七号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が次条第三項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農林中央金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第三項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として法第七十二条第一項第一号及び第三号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この項において同じ。）

二（略）

三 法第七十二条第二項第二号八に規定する農林中央金庫の子会社である証券専門会社の子会社のうち次条第二項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第三項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの

71 法第二十四条第四項の規定は、第三項及び第四項に規定する議決

権について準用する。

(専ら証券業に付随し、又は関連する業務等)

第三十九条 (略)

2 法第七十二条第二項第二号八の主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する持株会社とする。

3~5 (略)

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第四十五条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一~八 (略)

九 第三十八条第五項の規定による新規事業分野開拓会社(同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。)の議決権の処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

権について準用する。

(専ら証券業に付随し、又は関連する業務等)

第三十九条 (略)

2 法第七十二条第二項第二号八の主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である証券専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する持株会社とする。

3~5 (略)

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第四十五条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一~八 (略)

九 第三十八条第四項の規定による新規事業分野開拓会社(同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。)の議決権の処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

四 農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（平成十四年内閣府・農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 農林中央金庫についての法第三条第一項の主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法第二十一条第十六項に規定する証券取引所若しくはこれに類似するものであつて外国に所在するものの上場されている株式の発行者である会社又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されている株式の発行者である会社以外の会社が発行する株式</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第三条 農林中央金庫についての法第三条第一項の株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法第二十一条第十六項に規定する証券取引所の上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資</p>	<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 農林中央金庫についての法第三条第一項の主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法第二十一条第十四項に規定する証券取引所若しくはこれに類似するものであつて外国に所在するものの上場されている株式の発行者である会社又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されている株式の発行者である会社以外の会社が発行する株式</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第三条 農林中央金庫についての法第三条第一項の株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法第二十一条第十四項に規定する証券取引所の上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資</p>

二二  
(略)

二二  
(略)